

いわき市農業委員会第39回総会議事録

会長 草野庄一は、令和6年5月21日（火曜日）午後1時30分、いわき市農業委員会総会をいわき市役所東分庁舎5階会議室にて開催した。

1 出席者（計33名）

(1) 農業委員（21名）

1 木田 テイ子	11 鈴木 理	21 新妻 公二
2 四家 誠	12 生田目 祥明	
3 志賀 幸	13 菅野 綾	
4 草野 庄一	14 石井 英毅	24 蛭田 元起
5 田子 耕一	15 新妻 信夫	
6 藁谷 昭夫	16 平田 敬一	
7 遠藤 重和	17 箱崎 寿正	
8 佐川 良平	18 鈴木 義直	
9 油座 盛明	19 中根 まり子	
10 岡村 泰典		

(2) 事務局（12名）

事務局長	草野 隆弘
事務局参事兼次長	中村 祐一
農政振興係長	赤津 剛士
農地調査係長	鯨岡 孝行
農地審査係長	蛭田 祥久
農政振興係 主査	坂本 桂三
農地調査係 主査	鈴木 昌則
農地調査係 主査	金成 聡司
農地審査係 主査	櫛田 秀則
農地審査係 主査	浅川 実利
農地審査係 主事	千葉 風摩
農政振興係 主査（書記）	鹿内 竜也

2 欠席者（計3名）

20 坂本 和徳	23 木幡 仁一
22 大竹 公治	

3 会議の概要（注：個人情報に係る箇所を除く。）

事務局
(中村次長)

それでは、議事に入ります。
議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定により、会長が議長となり進行することとなります。
草野会長、よろしくお願いいたします。

議長
(草野会長)

それでは、議長を務めさせていただきます。
円滑な議事進行に努めてまいりたいと思いますので、皆様方のご協力をお願いいたします。

まず、本日の通告欠席ですが、議席番号20番坂本和徳委員、議席番号22番大竹公治委員、議席番号23番木幡仁一委員となります。

現在、委員24名中21名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する総会開会に必要な過半数を超えております。

本日の総会が成立することをご報告いたします。

次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会・閉会は議長が宣告することになっておりますので、宣告いたします。

只今より、いわき市農業委員会39回総会を開会いたします。

次に、議事録署名人の指名ですが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名いたします。

議席番号13番菅野綾委員、議席番号14番石井英毅委員、以上2名の委員をお願いいたします。

また、書記は事務局をお願いいたします。

なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知により、「農業委員会は、総会等の終了後速やかに、市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程のすべてを、要約することなく、詳細に記した議事録を作成し、これを縦覧に供すること。」とされております。

これにより、本総会の議事録作成については、委員個人名と発言内容の全てを記載する「全文記録方式」といたします。

また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表することになっておりますことを申し添えます。

次に、事務局より会務報告をお願いいたします。

事務局
(中村次長)

【議案書2ページにより会務報告】

議長
(草野会長)

これより議事を進めますが、先に留意事項について申し上げます。
総会資料には、個人情報が含まれており、非常勤の特別職公務員である農業委員及び農地利用最適化推進委員には、守秘義務が課せられていることから、その取り扱いについては、十分ご注意願います。

次に、議事に入る前に、議案・報告案件で取下げ、追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。

事務局
(赤津係長)

特に取下げ、追案等はありません。

議長
(草野会長)

それでは、議事に入ります。

農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。

該当する場合には、議案審議の際に申し出てください。

それでは、議案第1号「令和5年度業務報告の認定について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(赤津係長)

議案書の3ページをお開き願います。

【議案第1号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(坂本主査)

それでは、お手元に資料1「令和5年度業務報告書(案)」をご用意願います。

業務報告書(案)は、昨年度の当会の活動内容を取りまとめたものになっております。

まず1ページ、こちらは当会の沿革、市の人口、面積等を記載しております。

2ページから6ページまで、こちらは組織図及び体制図となっております。

7ページから13ページまで、こちらは業務の総括を記載しております。

そのうち7ページは、主たる会議の開催実績と定例的現地調査の実績について、8ページから10ページまで、こちらは許認可に関する業務の実績について記載しております。

11ページから13ページまで、こちらは農地パトロール強化月間の活動実績や農作業労働賃金標準額、農業者年金、印刷物の配布実績等を記載しております。

14ページから37ページまで、こちらは会務報告を記載しております。

そのうち15ページから21ページまで、総会の開催実績と議案等をまとめたものです。

22ページは役員会、23ページは農業委員会だより編集委員会の開催実績を記載しております。

24ページから29ページまで、各地区審議会及び全員協議会等の開催実績を記載しております。

30ページから37ページまで、会長はじめ委員の皆様、事務局が出席した会議や研修などをまとめて記載しております。

38ページから55ページまで、資料編といたしまして、農地等に関する各種実績を取りまとめて記載しております。

業務報告書については、承認をいただきましたのち、改めて誤字脱字等

<p>事務局 (坂本主査)</p>	<p>を確認したうえで印刷製本し、後の総会でお配りする予定となっております。</p> <p>説明は、以上です。</p>
<p>議長 (草野会長)</p>	<p>只今、議案第1号について、事務局より説明がありました。</p> <p>これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。</p> <p style="text-align: center;">【意見・質問なし】</p> <p>ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認め、議案第1号「令和5年度業務報告の認定について」は、原案のとおり可決いたします。</p> <p>次に、議案第2号「令和6年度農業者年金加入推進活動計画（案）について」、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局 (赤津係長)</p>	<p>議案書の4ページをお開き願います。</p> <p style="text-align: center;">【議案第2号を朗読し、審議事項を説明】</p> <p>なお、詳細については、担当者が説明いたします。</p>
<p>事務局 (坂本主査)</p>	<p>お手元に資料2「令和6年度農業者年金加入推進活動計画（案）」をご用意願います。</p> <p>農業者年金は、独立行政法人農業者年金基金が運用する農業者のための年金制度です。</p> <p>独立行政法人農業者年金基金法により、農業者の老齢について必要な年金等の給付の事業を行うことにより、国民年金の給付と相まって農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資することを目的としております。</p> <p>また、法律の規定に基づき、いわき市が独立行政法人農業者年金基金からの業務委託を受け、その事務が農業委員会に移管されております。</p> <p>本年度の加入推進活動計画につきましては、5ページからの福島県農業会議等の関係団体が策定致しました</p> <p>「第5期中期計画における令和6年度の新規加入目標数と加入推進の取組について」により定めるものです。</p> <p>本市の加入推進活動計画については、1ページから4ページのとおりです。</p> <p>主な点を説明させていただきます。</p> <p>1の「今年度の加入目標人数」は3人で、うち20歳から39歳が1人、女性が1人と設定しております。</p> <p>5の「加入推進強化月間の設定」につきましては、従来どおり前期が10月から11月、後期が来年1月から2月のそれぞれ2か月間としております。</p> <p>前期及び後期の加入推進活動計画（案）の詳細は、3ページから4ページ</p>

事務局
(坂本主査)

のとおりとなっております。
農業委員の皆様には法定業務の一つとして、農業者年金の加入推進が規定されており、重要な業務の一つとなっております。
説明は、以上です。

議長
(草野会長)

只今、議案第2号について、事務局より説明がありました。
これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。
【意見・質問なし】
ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。
議案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
【「異議なし」の声あり】
ご異議なしと認め、議案第2号「令和6年度農業者年金加入推進活動計画（案）について」は、原案のとおり可決いたします。
次に、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(蛭田係長)

議案書の5ページをお開き願います。
【議案第3号を朗読し、審議事項を説明】
なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(千葉主事)

説明に入ります前に、資料の差し替えがございます。
事前に配布しておりました議案説明書の記載内容に一部誤りがあることから、本日配布しております「資料9」の1ページから4ページにてご説明いたします。
改めまして、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。
併せて地図につきましては、別紙現地調査位置図をご覧ください。
番号1番から番号4番につきましては、売買による所有権の移転、番号5番が賃借権の設定、番号6番及び番号7番につきましては、使用貸借権の設定となります。
以上が、今月の農地法第3条許可による案件となります。
今月の3条申請面積につきましては、田10,882㎡、畑1,184㎡、合計12,066㎡となります。
説明は、以上です。

議長
(草野会長)

只今、議案第3号について、事務局より説明がありました。
ここで、現地調査時の意見の報告を、担当委員よりお願いいたします。

13番
菅野（綾）
委員

番号1番から番号5番の案件につきましては、現地を調査しました結果、特段、問題はありませんでした。
報告は、以上です。

議長
(草野会長)

続いて、事務局よりお願いいたします。

事務局
(千葉主事)

番号6番、7番について、事務局で現地を確認したところ、特段、問題はございませんでした。

報告は、以上です。

議長
(草野会長)

只今の報告では、特に問題ないとは判断されるとのことでした。

これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。

議案第3号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(蛭田係長)

議案書の6ページをお開き願います。

【議案第4号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(浅川主査)

議案の説明に入る前に、案件の取下げ及び資料の訂正について、ご説明いたします。

議案説明書の6ページをお開きください。

番号2番につきまして、「申請内容の再検討をしたい」との理由により、取下げ願が提出されましたので、削除願います。

次に、資料の訂正ですが、番号4番の申請土地の所在・地番について、地番の後ろに「の一部」と追記願います。

同じく番号4番の転用面積について、正しくは「403.1」㎡となりますので、修正願います。

これらにより、今月の5条許可申請の合計面積が変更となります。

田の面積が1,765.00㎡から1,313.00㎡へ、畑の面積が2,169.00㎡から530.10㎡へ、合計面積が3,934.00㎡から1,843.10㎡へ変更となります。

それでは、議案の説明に入りますので、改めて議案説明書の5ページをお開き願います。

議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。

議案説明書の6ページをお開き願います。

配付しております「現地調査位置図」及び「許可申請に係る意見及び決定理由書」をご覧くださいながら、お聴きくださるようお願いいたします。

事務局
(浅川主査)

なお、「現地調査位置図」は8ページから、「意見及び決定理由書」は、右下の欄に記載しております受付番号5009番からとなります。

ご準備よろしいでしょうか。

それでは、申請土地の表示、登記地目、転用面積、転用目的、権利の移動事由の順で申し上げます。

番号1番、添野町の2筆、いずれも畑、計127㎡、進入路、使用貸借権の設定です。

なお、番号1番については、必要な手続きを行わずに住宅進入路として使用されていた経緯がありますが、既存の農道と兼用していたものであり、行為自体の悪質性は低いこと、また、正式に許可を受けるまでの間は、進入路としての使用を取り止めると共に、再発防止策を盛り込んだ顛末書を提出していること、土地利用状況について、周辺農地への影響等がないことを確認しております。

続きまして、番号3番、小川町上平の2筆、いずれも田、計1,313㎡、資材置き場、駐車場、プレハブ倉庫、トイレとしての転用、賃借権の設定。

番号4番、好間町北好間、いずれも畑、計403.1平方メートル、電気事業工事用地（掘削土・資材等置場としての一時転用）、賃借権の設定です。

以上3件、面積は、田1,313.00㎡、畑530.10㎡、合計1,843.10㎡となります。

申請内容を精査した結果、申請箇所全てが農地転用許可基準である「立地基準」及び「一般基準」を満たしております。

説明は、以上です。

議長
(草野会長)

只今、議案第4号について、事務局より説明がありました。

ここで、現地調査時の意見の報告を、担当委員よりお願いいたします。

14番
石井委員

番号1番、番号3番について、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。

報告は、以上です。

議長
(草野会長)

続いて、事務局よりお願いいたします。

事務局
(浅川主査)

番号4番について、一時転用案件であることから、事務局で現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。

報告は、以上です。

議長
(草野会長)

只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでした。

これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。

議案第4号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございません

議長
(草野会長)

んか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。

次に議案第5号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願いについて」、事務局の説明を求めます。

事務局
(蛭田係長)

議案書の7ページをお開き願います。

【議案第5号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(櫛田主査)

議案説明書の7ページをお開き願います。

議案第5号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願いについて」、ご説明いたします。

議案説明書の8ページをお開き願います。

配付しております「現地調査位置図」の14ページをご覧になりながら、お聴きくださるようお願いいたします。

それでは、説明いたします。

番号1番、土地の所在は、四倉町上岡、田及び畑、田1,242㎡と畑229㎡の計1,471㎡、転用目的は、太陽光発電設備、地上権の設定です。

当該案件は、令和5年10月26日付け、いわき市農業委員会指令第5059号により許可を受けたものです。

取消理由については、太陽光発電設備設置場所においては、電気の売買契約上、抵当権がある土地で事業を進めることができないため、抵当権抹消手続きを進めましたが、売電開始期限である令和6年3月末までに事業を完了することができなかつたことから、許可の取消しを願い出るものです。

説明は、以上です。

議長
(草野会長)

只今、議案第5号について、事務局より説明がありました。

ここで、現地調査時の意見の報告を、事務局よりお願いいたします。

事務局
(櫛田主査)

番号1番について、事務局で現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。

報告は、以上です。

議長
(草野会長)

只今の報告では、特に問題ないと判断されるところでした。

これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

18番
鈴木(義)
委員

本件については、去年の令和5年10月で許可されておりますが、申請の段階で土地に抵当権が入っていることが、事務局で分からなかったのでしょうか。

18番
鈴木（義）
委員

そういったチェックを行ったのかどうか、お伺いいたします。

事務局
（浅川主査）

昨年度、私が本案件の審査を行った際、抵当権が設定されていることは、事前に把握しておりましたが、代理人の行政書士に確認したところ、「抵当権の抹消手続きを問題なく行える見込みである」ということで、申請を受理しました。

なお、農地転用許可基準のうち、一般基準において、「農地法第3条第1項の本文に掲げている権利、例えば所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借権、賃借権が設定されているものについては、その権利者の同意を受けていないと許可できない」とされておりますが、抵当権については、「抹消あるいはそのままの状態、権利者が同意していることを確認するのが望ましい」とされているところです。

本案件は、当初の思惑と異なり、抵当権の抹消手続きが進まなかったとのことです。

議長
（草野会長）

よろしいですか。

18番
鈴木（義）
委員

はい。

議長
（草野会長）

そのほか、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。

議案第5号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第5号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願いについて」は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第6号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局
（蛭田係長）

議案書の8ページをお開き願います。

【議案第6号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
（榎田主査）

議案説明書の9ページをお開き願います。

議案第6号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」、ご説明いたします。

事務局
(櫛田主査)

議案説明書の 10 ページをお開き願います。

配付しております「現地調査位置図」及び「許可申請に係る意見及び決定理由書」をご覧になりながら、お聴きくださるようお願いいたします。

なお、「現地調査位置図」は 16 ページから、「意見及び決定理由書」は、右下の欄に記載しております受付番号 5012 番の次、左上に別紙と記載があるページになります。

ご準備よろしいでしょうか。

それでは、説明いたします。

番号 1 番、申請人の住所・氏名は、福島県いわき市平谷川瀬、山木工業株式会社、代表取締役（氏名は不表示）です。

申請土地の表示は、小川町西小川です。

当該案件は、令和 4 年 10 月 26 日付け、いわき市農業委員会指令第 5052 号により許可を受けたものです。

当初の転用目的は、資材置場としての一時転用であり、今回の変更申請の内容は、「事業の操業期間又は施設の利用期間」です。

本案件は、県発注の夏井川災害復旧工事に係る資材置場として一時転用したが、河川の復旧工事において、工期全体に遅延が生じたことから、期間を延伸する必要が生じ、計画変更を余儀なくされたものです。

申請内容は、「事業の操業期間又は施設の利用期間」について、変更前が令和 4 年 10 月 26 日から令和 6 年 4 月 30 日まで、変更後が令和 4 年 10 月 26 日から令和 7 年 10 月 25 日までとなっております。

当該案件については、施工中の事業計画変更であり事業計画の変更後においても、周辺営農に影響を及ぼすものではないことから、計画変更を承認することについて、問題ないものと考えます。

説明は、以上です。

議長
(草野会長)

只今、議案第 6 号について、事務局より説明がありました。

ここで、現地調査時の意見の報告を、事務局よりお願いいたします。

事務局
(櫛田主査)

番号 1 番について、事務局で現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。

報告は、以上です。

議長
(草野会長)

只今の報告では、特に問題ないと判断されとのことでした。

これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。

議案第 6 号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第 6 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について」は、原案のとおり可決いたします。

<p>議長 (草野会長)</p>	<p>次に、議案第7号「いわき市農用地利用集積計画について」、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局 (鯨岡係長)</p>	<p>議案書の9ページをお開き願います。 【議案第7号を朗読し、審議事項を説明】</p>
<p></p>	<p>なお、詳細については、担当者が説明いたします。</p>
<p>事務局 (鈴木主査)</p>	<p>議案第7号「いわき市農用地利用集積計画について」説明をさせていただきます。</p>
<p></p>	<p>なお、議案説明書13ページにつきましては、内容に修正がありましたので、本日お配りしました資料8をお手元にご準備ください。</p>
<p></p>	<p>それでは、資料8により説明を行います。</p>
<p></p>	<p>第1号は、公益財団法人福島県農業振興公社が農地中間管理機構の特例事業により、買い手へ農用地を売り渡す事案でございます。</p>
<p></p>	<p>実施地区は、平、買い手1名、売り手1名、対象筆数、田3筆、面積、田2,245㎡となっております。</p>
<p></p>	<p>なお、議案説明書14ページの詳細な説明は、省略させていただきます。</p>
<p></p>	<p>以上、計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の要件を満たしていると考えます。</p>
<p></p>	<p>説明は、以上です。</p>
<p>議長 (草野会長)</p>	<p>只今、議案第7号について、事務局より説明がありました。これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。</p>
<p>12番 生田目委員</p>	<p>買い手の住所が、いわき市中岡町となっております。</p>
<p></p>	<p>また、土地の所在地が、平北神谷となっておりますので、大分離れた方がお買い求めになっておりますが、この方は北神谷地区で耕作の実績があるのか。</p>
<p></p>	<p>また、この方は認定農業者ではないと思われませんが、現在の耕作面積と移動手段等があるのか。</p>
<p></p>	<p>以上、お聞きしたいと思います。</p>
<p>事務局 (鈴木主査)</p>	<p>まず、この方につきましては、認定農業者ではございません。</p>
<p></p>	<p>お住まいの実家が平北神谷ということで、この北神谷地区を中心に結構な農地をお持ちになっております。</p>
<p></p>	<p>農地台帳が手元にございませんで、耕作面積をお示しすることは出来ませんが、この方につきましては、地区の重要な担い手の1人ということで、事務局としてお話をさせていただいております。</p>
<p>議長 (草野会長)</p>	<p>そのほか、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。 【意見・質問なし】</p>
<p></p>	<p>ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。</p>

議長
(草野会長)

議案第7号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第7号「いわき市農用地利用集積計画について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第8号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見の決定について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(鯨岡係長)

議案書の10ページをお開き願います。

【議案第8号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(鈴木主査)

議案第8号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見の決定について」、説明をさせていただきます。

議案説明書18ページをお開きください。

議案第8号につきましては、令和5年4月より基盤強化促進法の一部が改正されたことから、農地中間管理事業の推進に関する法律(第19条第3項の規定)により、市が農業委員会に対し意見を求めるものです。

なお、本総会での意見徴収後は、市を通して福島県により公告を行うものです。

内容についてですが、19ページをご覧ください。

公益財団法人福島県農業振興公社が、農地中間管理事業により農地中間管理権を取得している農地について、新たに借受者を設定するものです。

実施地区は、平・四倉・三和町、借り手延べ13名、対象筆数、田90筆、面積、田135,304㎡となります。

なお、貸付相手方の要件については、満たしているものと思われま。説明は、以上です。

議長
(草野会長)

只今、議案第8号について、事務局より説明がありました。

これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。

議案第8号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第8号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見の決定について」は、原案のとおり可決いたします。

ここで、議案第9号に入る前に、10分間の休憩を取ります。

14時50分まで休憩とします。

【10分間の休憩】

それでは、議事を再開いたします。

議長
(草野会長)

議案第9号「非農地の判断について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(鯨岡係長)

議案書の11ページをお開き願います。

【議案第9号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(金成主査)

本日お配りしている資料3をお開き願います。

非農地の判断について説明いたします。

番号1番から3番については、利用状況調査の結果、長年耕作がされておらず、既に原野・山林化している農地について、非農地判断を行うものです。

今般、非農地判断することについて、地権者等から申出があり、地権者からの合意を得られた土地について、その判断をお諮りするものです。

現地調査については、定例の現地調査及び各地区審議会の委員において実施しております。

5月分は、田17筆5,226㎡、畑9筆3,750㎡、合計26筆8,976㎡です。

現地の様子については、前面のモニターに投影させていただきます。

説明は、以上です。

【現地の様子をモニターに投影】

議長
(草野会長)

只今、議案第9号について、事務局より説明がありました。

ここで、現地調査時の意見の報告を、担当委員よりお願いいたします。

24番
蛭田(元)
委員

番号1番について、勿来地区審議会の三戸進委員、蛭田金治委員と一緒に、現地を確認しましたが、既に原野の様相を呈している状況であります。

非農地化することに関しては、特段、問題ありません。

報告は、以上です。

16番
平田委員

番号2番について、定例の現地調査で現地を確認しましたが、既に原野・山林の様相を呈している状況であります。

非農地化することに関しては、特段、問題ありません。

報告は、以上です。

13番
菅野(綾)
委員

番号3番について、内郷・好間・三和地区審議会の藁谷昭夫委員、阿部克典委員と一緒に現地を確認しましたが、既に山林の様相を呈している状況であります。

非農地化することに関しては、特段、問題ありません。

報告は、以上です。

議長
(草野会長)

只今の報告では、特に問題ないと判断されるところでした。

これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

議長
(草野会長)

【意見・質問なし】

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。
議案第9号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第9号「非農地の判断について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第10号「令和5年度の最適化活動の実績について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(鯨岡係長)

議案書の12ページをお開き願います。

【議案第10号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(金成主査)

資料4をお開き願います。

また、全体の実績値については、評価点を算出した別紙様式3、A3版の資料をつけております。

本市農業委員会全体の実績でございますので、合わせて確認いただければと存じます。

なお、このA3版の数値を、各委員の様式に落とし込んだものが、資料4でございます。

令和5年度の最適化活動の実績について、説明いたします。

令和4年2月2日付3経営第2584号農林水産省経営局長通知に基づき、令和4年度から、最適化活動の目標の設定と公表、実績の点検・評価及び公表が義務付けられました。

本日お配りしている資料は、毎月報告をいただいていた別紙様式3について、令和5年度の目標値と実績を記載したものになります。

本総会において、経営局長通知に基づき、点検・評価を行い、総会で出された意見を附して、個人情報を除き、公表することになります。

別紙様式3について、簡単に説明させていただきます。

活動日数については、毎月報告を提出いただいたものをまとめたものです。

昨年度当初に、月17日の活動目標を設定し活動をいただきました。

結果として、概ね活動目標を満たして活動いただいております、月の平均活動日数は、17.85日となっております。

次に、最適化活動に係る三つの活動についての目標と実績になります。

農地の集積については、市の集積率である35.0% 2,527haを用いて、各地区の集積率を地区審議会の委員数で案分しています。

遊休農地の解消面積については、昨年度の実績は、11.6haでありました。

こちらも、該当する地区審議会の委員数で案分しています。

新規参入の促進については、農地の所有者から、新規参入者に対する貸付け等を行うことについて同意を得た農地を取りまとめて公表するものと

事務局
(金成主査)

され、昨年度の実績は、371.42ha でありました。

こちらにも、該当する地区審議会の委員数で案分しています。

農業委員会による点検・評価は、国の示す指標を用いて、評価した内容を記載しております。

各委員の実績の他に、活動強化月間3月の設定、新規参入相談会へは、12月に2名の委員で福島県が主催する農業人フェアでの相談対応いただいております。

総点数から見る評価でございますが、すべての委員が、目標となる活動日数を達成しており、地域計画における協議の場での話し合いや、中間管理事業を活用した担い手への集積を図る活動を行っていただいております。目標には達していないものの、集積率の向上に一定の成果があったものと認識しております。

遊休農地の解消には、担い手の高齢化や後継者不足、農業者の減少など農業界全体の課題として成果実績が厳しい状況にあります。

新規参入の促進については、積極的な情報公開により一定の成果を上げることができました。

以上のことから、全ての委員で、目標に対し期待を大幅に上回る結果が得られた、又は目標に対し期待を上回る結果が得られたとなっております。

以上が資料の説明となります。

本日の総会においては、各委員に対する意見を協議いただければと存じます。

説明は、以上です。

議長
(草野会長)

只今、議案第10号について、事務局より説明がありました。

事務局の説明では、最適化活動について、総会での意見を付する事になりますが、これについて、委員の皆様からご意見はございますか。

24番
蛭田(元)
委員

総会での意見ということですが、各委員の実績を見ると、活動日数は十分に行い、それぞれ最大限努力して最適化活動を行ってきたと思います。

その上で、本日この場で総会としての意見を、委員毎に付することは現実的ではないものと考えます。

そこで皆さんに提案したいのですが、本市の農業委員会は、8つの地区審議会を設置し、最適化活動の推進を図ってきたわけですから、各地区の審議会単位での意見を、それぞれが所属する委員の皆様に対する総会意見としてみてはいかがでしょうか。

議長
(草野会長)

只今、蛭田職務代理者から、ご提案をいただきました。

確かに、委員毎に総会として評価し意見を付することは難しいものと考えます。

それでは、蛭田職務代理者のご提案のとおり、地区審議会毎に意見をとりまとめることとしてもよろしいでしょうか。

【「異議なし」の声あり】

議長
(草野会長)

それでは、ここで少し時間を取りますので、地区審議会毎にお集まりいただき、それぞれの地区での意見をまとめていただくようお願いいたします。
目安として、10分間時間を取りますので、地区審議会毎に協議をお願いいたします。
事務局には、打ち合わせの場所等の段取りを、お願いいたします。
それでは、一度議事を中断します。

【地区審議会毎に協議】

それでは、議事を再開します。

平1区、平2区、小名浜・常磐地区、勿来地区、内郷・好間・三和地区、四倉・久之浜・大久地区、遠野・田人地区、小川・川前地区の順で意見をお願いいたします。

15番
新妻委員

(平1区)

基盤整備が進んでいるものの、平坦地の面積が大きく、目標達成に課題を残している。

水稻が中心の経営体が多いため、様々な品目の担い手の育成や支援が重要と考えている。

遊休農地の解消には、課題を感じているものの、今後も日々の活動を通じて優良農地の確保に努めていきたい。

17番
箱崎委員

(平2区)

基盤整備事業の進捗により農地の集積は目標を達成できた。

一方、遊休農地の解消や新規参入の促進には課題を残している。

平坦地が多く、優良農地の確保がしやすいものの、水や農道の便が悪い山作の地区では遊休農地化や非農地化が進んでいる。

地区の方との協議でも、担い手不足が顕著であり、農地の利用調整について今後も積極的な取り組みを進めたい。

8番
佐川委員

(小名浜・常磐)

常磐地区については、担い手不足から、限られた担い手に営農が集中しており、中間管理機構を活用した利用調整が進み、結果として集積の目標が達成されている。

一方、小名浜地区では市街化区域内又は市街化区域に隣接し、農業経営の意識の低下が顕著である。

今後、地域計画の策定などに関わりながら、農地の利用調整を図っていきたい。

24番
蛭田(元)
委員

(勿来)

市街化区域隣接の基盤整備区域から、平場、中山間地まで、多様な地区が存在し、利用調整に課題を感じている。

特に中山間地に隣接する農地では、担い手の高齢化や後継者不足などにより遊休農地の解消が困難であった。

24番 蛭田（元） 委員	<p>今後は、基盤整備区域や日本型直接支払制度活用地域の支援を通じて、優良農地の確保と存続を図っていききたい。</p>
6番 藁谷委員	<p>（内郷・好間・三和）</p> <p>担い手への集積が進んだことは評価できる。</p> <p>また、飼料作物に取り組んでいる企業により、一部では遊休農地の発生防止に繋がった。</p> <p>地区としては、法人による集積はあるものの、中山間地で担い手の高齢化が顕著で、今後、積極的な利用調整を図っていききたい。</p>
10番 岡村委員	<p>（四倉・久之浜・大久）</p> <p>基盤整備事業が進み、農地の集約が進んでいる。</p> <p>遊休農地の解消について、四倉地区では、企業によるそばの作付けなどの取り組みあるものの、北部の久之浜・大久地区では、担い手不足などにより今後も遊休農地の解消に課題を残している。</p> <p>地域計画の策定と合わせて、継続した取り組みを進めたい。</p>
12番 生田目委員	<p>（遠野・田人）</p> <p>中山間地で、担い手の高齢化と後継者不足による遊休農地の発生と解消に大きな課題を感じている。</p> <p>現在耕作されている農地を確保しつつ、ピーマンやぶどう栽培など新たな取り組みも期待できることから、農地の利用調整を図っていききたい。</p> <p>中山間直接支払制度の取り組みについても適宜支援を行い、環境保全と合わせて農地の維持に努めていききたい。</p>
21番 新妻委員	<p>（小川・川前）</p> <p>地域集積協力金の活用などにより農地の集積に取り組んできた。</p> <p>中山間地で人口減少も顕著であり、遊休農地の解消には課題を残している。</p> <p>地域おこし協力隊で新たな作物として、大麦・ホップの栽培からクラフトビールの生産という取り組みもあることから、地域計画の協議と併せて農地の利用調整に取り組んでいきたい。</p>
議長 （草野会長）	<p>ありがとうございました。</p> <p>各地区審議会に属する農業委員、農地利用最適化推進委員に、只今の意見を総会の意見として、付することとしてよろしいでしょうか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認め、議案第10号「令和5年度の最適化活動の実績について」は、只今の意見のとおり可決いたします。</p> <p>次に報告に入ります。</p> <p>はじめに、報告第1号から第3号まで、一括して事務局の説明を求めま</p>

議長
(草野会長)

す。

事務局
(蛭田係長)

議案書の13ページをお開き願います。

【報告第1号を朗読し、報告事項（農地法第3条の3第1項の規定による届出について）を説明】

それでは、議案説明書の27ページから35ページをお開き願います。

今月の報告件数は38件、権利の移動理由は、番号3番が「時効取得」、それ以外は全て「相続」です。

権利の取得面積は、田142,949.77㎡、畑90,103.89㎡、合計233,053.66㎡です。

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。

続きまして、議案書の14ページをお開き願います。

【報告第2号を朗読し、報告事項（農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について）を説明】

議案説明書の37ページから43ページをお開き願います。

今月の報告件数は25件、転用面積は、田23,249㎡、畑5,458㎡、合計28,707㎡です。

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。

続きまして、議案書の15ページをお開き願います。

【報告第3号を朗読し、報告事項（農地法第18条第6項の規定による通知について）を説明】

議案説明書の45ページから50ページをお開き願います。

今月の報告件数は22件、面積は、田90,825㎡、畑8,851㎡、合計99,676㎡です。

以上、合意解約通知がありましたので報告いたします。

報告は、以上です。

議長
(草野会長)

次に、報告第4号について、事務局の説明を求めます。

事務局
(赤津係長)

議案書の16ページをお開き願います。

【報告第4号を朗読し、報告事項（引き続き農業経営を行っている旨の証明書について）を説明】

議案説明書の51ページから52ページをお開き願います。

今月の交付件数は2件、内訳は、全て「相続税」です。

面積は、田3,346㎡、畑6,572㎡、合計9,918㎡です。

以上、事務局長が専決し、証明書を交付しましたので報告いたします。

報告は、以上です。

議長
(草野会長)

以上、事務局説明のとおりですので、ご承知置き願います。

次に、協議事項に入ります

議長
(草野会長)

「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(鯨岡係長)

それではご説明いたします。

資料は5-1から5-3まで3点ございます。

来月28日に市への提出を予定しております「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見について」は、各地区審議会の幹事長及び副幹事長から構成される地区審議会幹事会を主体として協議を進めているところで

す。前回の総会では「意見の素案」についてご説明させていただきましたが、その後、今月14日には今年度2回目の地区審議会幹事会を開催しまして、意見の内容について固める協議を行いました。

その内容を踏まえて整理したものが今回の資料となります。

資料5-1は今回市へ提出する意見案について、地区審議会幹事会での協議を踏まえ前回の総会から修正した、主な内容を記載しております。

資料5-2と資料5-3はどちらも内容は同じく今回の意見案になりますが、資料5-2は見え消し版として資料5-1で記載された修正内容を中心に、削除した文言は二重線で、追加・修正した文言については下線を引いた形で示しており、更に今回から新たに加わった中項目については黒い星印が付いております。

また、資料5-3につきましては、資料5-2で記載されていた修正前の文言と二重線・下線を削除し、更に新規意見となる黒い星印を削除しており、実際に市へ提出する際の仕上がりのイメージとなっております。

資料5-1から5-3までそれぞれ関連しておりますが、主に資料5-1と資料5-2をご覧になりながら、お聞きくださるようお願いいたします。

まず、今回の意見案におきましては、資料5-2の表紙の裏面のとおりに、草野会長名で意見提出の趣旨等を記した前文を記載しております。

また、全体として文章表現をある程度統一する形で、文言の修正等を行いました。

その上でまずは、大項目1「担い手への農地利用の集積・集約化に関する事項」についてご説明いたします。

資料5-2は2ページ目をお開き願います。

初めに大項目名についてでございます。

これまで「担い手への農地の集積・集約化に関する事項」としておりましたが、下線で記してありますように「利用」という言葉が加わり、「担い手への農地利用の集積・集約化に関する事項」という文言が正式名となりますので、修正いたしました。

次に、その下の本文ですが、冒頭で農業を取り巻く現状と課題についても記載することとし、「農業従事者の高齢化や減少が進む中、担い手の確保や効率的・安定的な農業経営が課題となっています。」との文言を追加しております。

また、大項目名の修正と合わせて、本文中の「農地の集積・集約化」とい

事務局
(鯨岡係長)

う文言を「農地の利用集積・集約化」という文言に修正しております。
続きまして、中項目「(2)農地中間管理事業の活用促進」についてでございます。

こちらの項目では、「規模の拡大をするために、」との文言を「経営規模を拡大するために、」との文言に修正しております。

また、「農地集積協力金交付事業」を正式名称である「地域集積協力金」に修正しております。

続きまして、「(3)基盤整備事業のさらなる推進」についてでございます。

こちらの項目では、「担い手への農地の集積・集約化」との文言を、大項目と同様に「利用」という言葉を追加し、「担い手への農地利用の集積・集約化」との文言に修正しております。

続きまして、資料5-2は3ページ目をお開き願います。

「(4)担い手の確保及び育成に対する市単独事業による支援」についてでございます。

こちらの項目では、「市単独事業による支援制度」の前に「本市の実情に合った」との文言を追加しております。

続きまして、「(5)農業機械の導入等支援」についてでございます。

こちらでは、まず、中項目名を当初の「農業機械の導入支援等」から「等」の位置を変えて、「農業機械の導入等支援」に修正しております。

また、「集落営農組織に対しては、共同利用施設を設置する支援を行う」との文言を「共同利用施設を設置を検討する集落営農組織に対して、支援を行う」との文言に修正しております。

また、当初の素案に記載されておりました中項目「(7)補助事業に対する相談窓口の一本化」については、地区審議会幹事会において、多くの補助事業がある中、窓口を一本化するという事は、なかなか難しいのではないかとこの意見となりましたので、当該項目については削除しております。

次に、大項目2「遊休農地の発生防止・解消に関する事項」についてでございます。

資料5-1は1ページ目の下段から、資料5-2は3ページ目の下段からご覧ください。

前回の総会からの主な修正内容についてですが、まず、中項目「(2)鳥獣被害対策の支援」についてでございます。

こちらの項目では、当初の「電気柵等の資材購入の補助」との文言から、「資材の更新時の補助」も含む内容とするため、「電気柵等資材の導入や更新の補助」との文言に修正しております。

また、「関係部署と連携した支援」との文言を追加しております。

続きまして、「(3)太陽光発電設備設置後の関係機関による連携強化」についてでございます。

こちらの項目では、「太陽光発電設備の設置後」との文言を、農地以外の山林等に設置された太陽光発電設備の影響も考慮する形で、「農地の転用に限らず太陽光発電設備の設置により」との文言に修正しております。

続きまして、「(4)被災農地に対する公的支援の確立」についてでございます。

す。

こちらの項目では、「農地は国の財産との見地から」との文言を、「農地は水源のかん養や自然環境の保全等の多面的な機能を担っていることから」との文言に修正しております。

続きまして、「(5)栽培管理に負担を要しない作物の推奨」についてでございます。

こちらの項目では、「地域の気候や営農状況に適した作物の導入を進めることは必要であるが、」との文言を「地域の気候や営農状況に適した作物の導入を進めるとともに、」との文言に修正しております。

続きまして、資料5-2は5ページ目をお開き願います。

「(7)一般市民を対象とした農業体験の推進」についてでございます。

こちらの項目では、中項目名を当初素案に記載しておりました「市民の農業体験推進」から「一般市民を対象とした農業体験の推進」に修正しております。

また、「令和5年4月に、」との文言を「令和5年4月の法改正により、」との文言に修正しております。

また、「農業体験施設」との文言から「施設」を削除した上で、「農業体験」との文言に修正しております。

次に、大項目「3新規参入の促進に関する事項」についてでございます。資料5-1は2ページ目下段から、資料5-2は5ページ目中段からご覧ください。

前回の総会からの主な修正内容についてですが、まず、中項目「(1)新規就農者に対するサポートの充実」についてでございます。

こちらの項目では、いわき地域就農支援センター以外にも身近な相談窓口が必要との観点から、「同センター以外にも身近な相談窓口を新設するとともに、」との文言を追加しております。

また、「引き続き、関係機関・団体間での情報の共有など、」との文言を、「関係機関・団体間であつせん可能な農地情報や就農支援メニューを共有するなど、」との文言に修正しております。

続きまして、「(2)農業経営や農業技術向上のための支援」についてでございます。

こちらの項目では、当初、中項目名を「農業経営や農業技術向上のための支援の充実」としておりましたが、他の中項目名の表現と合わせる形で、「～の充実」といった文言を削除し、「農業経営や農業技術向上のための支援」に修正しております。

また、「就農する地域の実情に精通した指導者を確保」との文言を「第一線を退いたものの、農業経験が豊富な方や農業機械の取り扱いに精通した方などを、指導者として確保」といった文言に修正しております。

なお、お配りしました資料5-2と5-3には、「第一線を退いたものの、」との文言の前に「健康上の理由等により」との記載がありますが、こちらの表記は誤りですので、5-1の記載に合わせて「健康上の理由等により」との文言は削除していただきますようお願いいたします。

事務局
(鯨岡係長)

続きまして、資料5-1は3ページ目、資料5-2は6ページ目をお開き願います。

当初の素案に記載されていた中項目「(4)地域に適した作物の導入」については、大項目2「遊休農地の発生防止・解消に関する事項」の中項目「(5)栽培管理に負担を要しない作物の推奨」と内容的に重複しておりますので、項目として削除しております。

これにより、大項目「3新規参入の促進に関する事項」における中項目の数は、当初の6つから5つに変更となっております。

続きまして、「(4)移住者へのきめ細かな支援及び本市農業の情報発信の強化」についてでございます。

こちらの項目では、「住宅」を「住居」に修正したほか、「地域の受け入れ体制の構築」との文言を「地域における受け入れ体制の構築」との文言に修正しております。

また、「栽培品種別の就農成功事例」との文言を、「品種」から「品目」に変更し、「栽培品目別の就農成功事例」との文言に修正しております。

続きまして、「(5)磐城農業高校生徒を次世代の担い手として育成するための取組みの充実」についてでございます。

こちらの項目では、「就農体験などによる農業者との交流」との文言を、「季節に応じた」や「担い手」といった言葉を加えて、「季節に応じた就農体験など担い手農業者との交流」との文言に修正しております。

次に、大項目4「その他の必要な事項」についてでございます。

資料5-1は3ページ目の中段から、資料5-2は6ページ目の下段からご覧ください。

前回の総会からの主な修正内容についてですが、まず、中項目「(1)いわきブランド農産物の生産振興と販路拡大への支援」についてでございます。

こちらの項目では、中項目名を当初「いわきブランド農産物の生産増大と販路拡大への支援」としておりましたが、「増大」を「振興」に変更し、「いわきブランド農産物の生産振興と販路拡大への支援」といった文言に修正しております。また、関連する本文も「増大」から「振興」との文言に修正しております。

続きまして、資料5-2は7ページ目をお開き願います。

「(2)女性農業者のための様々な業種との交流や各種研修による6次産業化の推進」についてでございます。

こちらでは、中項目名を当初「女性農業者のための異業種交流や研修メニューによる6次産業化の推進」としておりましたが、「異業種」や「研修メニュー」といった言葉を変えて、「女性農業者のための様々な業種との交流や各種研修による6次産業化の推進」に修正しております。

また、本文においても、当初の「異業種との交流・連携」といった文言から、「関連する様々な業種の方々との交流・連携」との文言に修正しております。

続きまして、「(4)規格外農作物の加工・商品化」についてでございます。

こちらの項目では、当初の「消費者の見方を変えるため」といった文言か

事務局 (鯨岡係長)	<p>ら、「消費者のニーズを見極め、本市の生産物の特性に応じた製品に」といった文言に修正しております。</p> <p>最後に、「(5)多核種除去設備等処理水に関する適切な対応」についてでございます。</p> <p>こちらの項目では、多核種の「多(た)」の字が誤っておりました。</p> <p>当初素案では、「他(ほか)」という字で記載しておりましたが、正しくは「多い」「少ない」の「多い」を表す「多(た)」の字となりますので、修正いたしました。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議長 (草野会長)	<p>只今、事務局より説明がありました。</p> <p>これについて、委員の皆様からご意見・ご質問はございますか。</p> <p style="text-align: center;">【意見・質問なし】</p> <p>ご質問がないようでありますので、事務局説明のとおりといたします。</p> <p>次に、その他に入ります。</p> <p>まずは、事務局から何かありますか。</p>
事務局 (蛭田係長)	<p>【資料6】令和6年田畑売買価格等に関する調査について</p> <p>⇒ 上記資料により、売買価格等に関する調査について依頼した。</p>
事務局 (赤津係長)	<p>【資料7】令和7年度農業施策に関する意見の提出等の検討について</p> <p>⇒ 上記資料により、意見の提出を依頼した。</p>
事務局 (鹿内主査)	<p>【資料10】第18期農地利用最適化推進委員候補者再募集スケジュールについて</p> <p>⇒ 上記資料により、定員に満たない地区の再募集の実施と、今後のスケジュールについて説明した。</p>
議長 (草野会長)	<p>そのほか、委員の皆様から何かございますか。</p> <p style="text-align: center;">【意見・質問なし】</p> <p>特にないようですので、以上をもちまして、いわき市農業委員会第39回総会を閉会いたします。</p>

4 議案・報告の内容及び審議結果

(1) 議案

番号	名称	審議結果
第1号	令和5年度業務報告の認定について	原案のとおり可決
第2号	令和6年度農業者年金加入推進活動計画（案）について	原案のとおり可決
第3号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第4号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第5号	農地法第5条の規定による許可処分の証明願いについて	原案のとおり可決
第6号	農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について	原案のとおり可決
第7号	いわき市農用地利用集積計画について	原案のとおり可決
第8号	農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について	原案のとおり可決
第9号	非農地の判断について	原案のとおり可決
第10号	令和5年度の最適化活動の実績について	意見を付して原案のとおり可決

(2) 報告

番号	名称
第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
第2号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
第3号	農地法第18条第6項の規定による通知について
第4号	引き続き農業経営を行っている旨の証明書について

5 農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限に該当した委員 該当者なし

6 本総会の閉会時刻

午後4時00分

7 本総会の議事録署名人に指名された委員

13 菅野 綾

14 石井 英毅